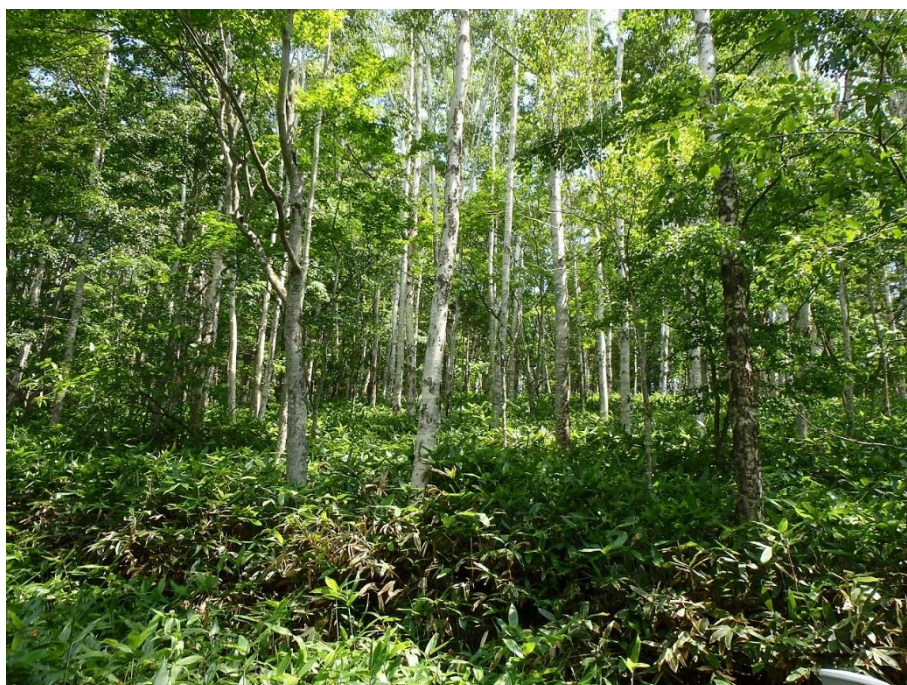


# 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



令和6年4月～令和16年3月

上士幌町

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針  
～当面10年間（令和6年度～令和15年度）の考え方～

1 森林の現況

本町の森林面積は53,142ヘクタールで、総面積の約76%を占めており、その内町有林は約2,931ヘクタール、私有林は2,842ヘクタールあります。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や北海道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきました。しかしながら、森林所有者の高齢化や採算性の悪化による経営意欲の低下などから、整備が行き届かない森林の増加や伐採後の造林が進まないことが懸念されています。

このため、本町では関係機関と連携しながら、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するために、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進に繋がる取組を計画的かつ効果的に進めてまいります。

2 活用実績

森林環境譲与税の譲与額は令和元年から令和5年までで65,389千円。そのうち活用したのは38,144千円となっています。積み残しが多く発生している状況ですが、次に記載する基本方針・用途により執行していきます。（図1）

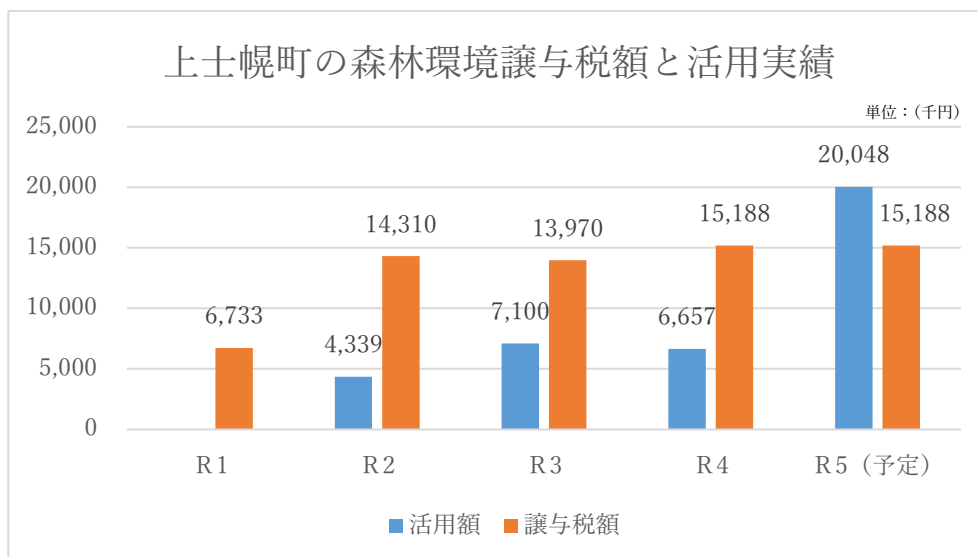


図1

### 3 基本方針

#### (1) 森林整備の推進

カラマツ等の人工林が伐期を迎え主伐が本格化する中、再造林が課題となっています。加えて、伐採跡地の解消にむけて伐採後の確実な造林が必要です。

将来のわたり町民や林業に従事する人に森林が地域にあることによる恩恵を与えるために、資源の平準化を進める必要があることから、森林所有者の再造林及びその後の森林整備に係る費用を低減することに取り組みます。

#### (2) 上士幌町持続可能な山づくり事業

森林所有者の高齢化は全国的な傾向となっており、本町も例外ではありません。これに加え、森林への関心がうすくなっていることや利益を得るまでに期間を要することから、所有山林の跡継ぎに困っている森林所有者が多くいます。

このような課題を鑑み、本町では「上士幌町持続可能な山づくり事業」として、森林所有者からの申し出があった場合に条件等を総合的に判断し、必要に応じて公有林化を進めます。さらに、本事業により取得した山林に係る森林整備についても推進します。

#### (3) 人材育成・林業事業体の経営体質強化

森林整備の中心的な担い手や雇用の受け皿として重要な役割を担う林業事業体の経営基盤の強化、組織体制の充実や経営合理化等に対する取り組みに対して支援を行うため、「上士幌町林業振興対策協議会」と連携した取組を推進します。

#### (4) 木育活動による普及啓発

本町では、令和3年12月24日に「北海道上士幌町ゼロカーボンシティ宣言」、令和4年4月26日には「第1回脱炭素先行地域」に選定されたことから地球温暖化防止・温室効果ガスの吸収など森林の果たす公益的役割や、森林整備の必要性など、地域資源への理解や愛着を育むことを目的とした木育活動を幅広く町民に対して展開します。

#### (5) 公共施設等の木質化

森林は、大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間に

わたって炭素を貯蔵できることや木材の製造時のエネルギー消費が少ないことから再生可能な資源であります。このことから「上士幌町地域材利用推進方針」に基づき、町内産はもとより地域材、道産材の利用推進に努めていきます。

#### (6) 木質バイオマスを核とした資源循環

森林におけるカーボンニュートラルの実現に向けては、「伐って」、「使って」、「植える」という資源の循環利用が必要です。また、適切な森林管理に向けては、間伐の着実な実施も重要になっているため、町内から算出される間伐材等を積極的に利用するため、公共施設に木質バイオマスボイラーの導入を進め、地域内での資源循環とクリーンエネルギーの創出を目指します。

### 4 森林環境譲与税の使途

#### (1) 森林整備の推進

- ①再造林及びその後の森林整備を行うために、森林所有者が行う森林整備へ活用します。
- ②道及びこれに付帯する林道橋の修繕等に活用します。
- ③獣害の防止及び森林病虫害防止に向けた取組に活用します。
- ④その他森林整備の関連する必要な経費に活用します。

#### (2) 上士幌町持続可能な山づくり事業

森林所有者の高齢化や後継者問題により森林を管理できない民有林公有林化を検討し、これにかかる経費やその後の森林整備に活用します。

#### (3) 人材育成・林業事業体の経営体質強化

- ①林業事業体が高性能林業機械を導入する経費に活用します。(写真1)
- ②林業事業体の福利厚生を安定のため、共済事業等の助成に活用します。
- ③労務負担の大きい植付け作業に従事する林業事業体の支援に活用します。
- ④移住フェアへの参加等の担い手を確保に関する取り組みに活用します。



写真1 導入した高性能林業機械

#### (4) 木育活動による普及啓発

- ①町民と実施する植樹祭に関する経費に活用します。

②乳児～高校生の子どもに森林・木材に携わる機会を創出する経費に活用します。(写真 2.3)



写真2 認定こども園の森遊び



写真3 上土幌高校での林業講座

(5) 公共施設等の木質化  
公共施設等への木材利用に活用します。

(6) 木質バイオマスを核とした資源循環  
木質バイオマスの導入・利用に活用します。

## 5 方針期間

方針の期間は令和6年度から15年度までの10年間とし、森林の現況や制度変更による変動が生じることを鑑み5年ごとに見直しを行います。(図2)

2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年
方針期間：10年間（5年ごとに見直し）									

図2

## 6 留意点

- (1) 森林環境譲与税は「上土幌町未来につなぐ緑の森基金」に毎年積み立てます。
- (2) 町民へ森林環境譲与税の活用内容を周知するため、毎年使途を公表します。